

基発0509第5号  
令和4年5月9日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件の施行について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第134号)」及び「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第3号)」による改正後の石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「新石綿則」という。)第3条第4項において、船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体又は改修の作業を行う際の事前調査(新石綿則第3条第1項による石綿等の使用の有無の調査をいう。以下「船舶の事前調査」という。)については、新石綿則第3条第3項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととされたところです。

これを受け、今般、船舶の事前調査を行う者の要件を定めるため、「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(令和2年厚生労働省告示第276号)について、所要の改正を行いました。

本改正等の内容については、別添により都道府県労働局長に示したとおりですので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員企業その他関係者に対する本改正等の内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基発0509第4号  
令和4年5月9日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件の施行について

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第171号。以下「改正告示」という。)については、令和4年4月25日に告示されたところであり、令和5年10月1日から施行することとされている。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 趣旨

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第134号)」及び「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第3号)」による改正後の石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「新石綿則」という。)第3条第4項において、船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体又は改修の作業を行う際の事前調査(新石綿則第3条第1項による石綿等の使用の有無の調査をいう。以下「船舶の事前調査」という。)については、新石綿則第3条第3項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととされたところである。

これを受け、船舶の事前調査を行う者の要件を定めるため、「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(令和2年厚生労働省告示第276号)について、所要の改正を行った。

### 2 改正の要点

- (1) 船舶の事前調査を実施する者の要件（改正告示による改正後の石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（以下「新告示」という。）第1項第3号関係）

船舶の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものは、船舶における石綿含有資材の使用実態の調査を行う者で、新告示第2項に規定する船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、修了審査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者であるとしたこと。

- (2) 船舶石綿含有資材調査者講習（新告示第2項関係）

船舶石綿含有資材調査者講習は、学科講習によることとし、当該学科講習の科目及び時間、受講資格、講師の要件並びに学科講習の一部科目が免除となる要件について定めたこと。

### 3 細部事項

- (1) 修了審査（新告示第2項第3号関係）

修了審査は、次の要件を満たすものであること。

ア 修了審査の時間は、全科目を通じて1時間以上とすること。

イ 修了審査の問題は、一般財団法人日本船舶技術研究協会が作成するものなど、講習の科目の範囲全般について、受講者が講習内容の知識を十分に修得しているか否かを判定することができる程度のものとする。

ウ 修了審査は、満点の6割以上を基準に合格点を設定し、合格点に達したときに修了審査に合格したものとする。

- (2) 受講資格（新告示第2項第4号関係）

ア 新告示第2条第4号イに規定する「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学」には同法に基づく短期大学が含まれること。

イ 新告示第2条第4号イからヌに規定する「船舶の製造、解体又は改修」に関する「実務の経験」には、現場における船舶の造修工事作業のほか、船舶の設計、工程の管理、船舶の検査が含まれること。

ウ 新告示第2条第4号フに規定する「同等以上の知識経験を有する者」とは「有害物質一覧表等の確認等実施要領」（平成31年3月29日国海査第523号の4）において規定する者があること。具体的には一般財団法人日本船舶技術研究協会及び株式会社NKコンサルティングサービスの制度により専門家として登録されている者並びに上記以外に専門家として登録されている者で国土交通省の証明を受けている者と同等の知識及び経験を有する者として国土交通省海事局検査測度課長が認める者であること。

- (3) その他の船舶石綿含有資材調査者講習の実施に関し必要な事項（新告示第

## 2項第7号関係)

### ア 学科講習の教材

学科講習は、教本等必要な教材を用いて行うこと。なお、一般財団法人日本船舶技術研究協会が作成する「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」、「船舶石綿含有資材調査者講習テキスト」の内容を基本としたものであることが望ましいが、資料の追加等の変更を加えたものを使用することを妨げるものではないこと。

### イ 修了証の発行

講習を実施した者は、講習を修了した者に対し、修了した科目名を記載した修了証を発行すること。講習の一部を修了した者に対しては、当該修了した一部の講習に係る修了証を発行することができること。

### ウ 講習を実施した者による記録の保存

講習を実施した者は、講習修了者について、氏名、生年月日、受講科目、講師名及び修了年月日を記録した帳簿を備え、5年間これを保存すること。また、修了考査の結果について、記録を作成し、5年間保存すること。

### エ 厚生労働省による報告徴収について

講習を実施した者は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課から、ウの帳簿若しくは記録又はその他講習に係る書類等の提出を求められたときは、遅滞なく提出すること。

### オ 都道府県労働局による指導

都道府県労働局において、船舶石綿含有資材調査者講習実施機関が新告示の規定に基づく船舶石綿含有資材調査者講習を実施していないことを把握した場合には、その船舶石綿含有資材調査者講習実施機関に対し、新告示に定める船舶石綿含有資材調査者講習を行うべきこと又は船舶石綿含有資材調査者講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを指導すること。

### カ その他

講習の実施に当たっては、労働安全衛生法令その他の関係法令を遵守すること。

## (4) 関連通知の改正

関連通知を次のとおり改正する。

ア 令和4年1月13日基発0113第1号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について」の記の3(1)中の「船舶の解体又は改

修の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件は、別途告示において定めるものであること」を「船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者は、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）に規定する船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者であること」に改める。

イ 令和4年1月13日基発0113第4号「石綿ばく露防止対策の推進について」を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

ウ 令和2年8月4日基発0804第3号乃至6号及び第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の記の第3の1の(1)シ⑤中の「(建築物に係る除去作業に限る。)」を「(建築物及び船舶に係る除去作業に限る。)」に改める。

別紙

○令和4年1月13日基発0113第4号「石綿ばく露防止対策の推進について」

改正後	改正前
<p>基発0113第4号 令和4年1月13日 <u>一部改正 基発0509第4号</u> <u>令和4年5月9日</u></p>	<p>基発0113第4号 令和4年1月13日</p>
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>(略)</p>
<p>第2 効果的な周知等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 届出及び報告の徹底</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事前調査結果等の報告の周知徹底</p> <p>令和2年改正省令による改正後の石綿規則第4条の2に基づき、令和4年4月以降は、一定規模以上の建築物、船舶及び特定の工作物の解体等工事について、石綿使用の有無にかかわらず、原則として電子情報処理組織を使用して事前調査結果等の報告（以下「事前調査結果等の報告」という。）を所轄労働基準監督署長に行うことが義務付けられることから、令和3年度中から事前調査結果等の報告について積極的に広報し、同条の施行後は大気汚染防止法や建設リサイクル法の所管部署との連携や通報等を通じて、未報告事案の把握に努め、事前調査結果等の報告</p>	<p>第2 効果的な周知等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 届出及び報告の徹底</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事前調査結果等の報告の周知徹底</p> <p>令和2年改正省令による改正後の石綿規則第4条の2に基づき、令和4年4月以降は、一定規模以上の建設物、船舶及び特定の工作物の解体等工事について、石綿使用の有無にかかわらず、原則として電子情報処理組織を使用して事前調査結果等の報告（以下「事前調査結果等の報告」という。）を所轄労働基準監督署長に行うことが義務付けられることから、令和3年度中から事前調査結果等の報告について積極的に広報し、同条の施行後は大気汚染防止法や建設リサイクル法の所管部署との連携や通報等を通じて、未報告事案の把握に努め、事前調査結果等の報告</p>

の徹底を図ること。

(略)

第4 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る届出受理時及び監督指導等を通じた石綿ばく露防止対策の徹底

建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露防止対策については、原則として第3に基づく店社指導により重点的に行うこととするが、各種届出や通報・情報等により特定の現場(第3に基づく取組の結果、指導が必要と考えられる店社が実施する工事の現場を含む。)を指導する必要がある場合には、以下によること。

1 (略)

2 計画届の審査等

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る計画届の審査に当たっては、石綿則第3条の規定に基づく事前調査において、作業を行う建築物等に使用されている建材等の使用箇所(内壁、天井、床、屋根、煙突等)及び種類等を網羅的に把握し、的確に石綿ばく露防止対策が行われているかを確認するとともに、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(令和2年9月8日技術上の指針公示第22号。以下「技術指針」という。)に定める留意事項のほか、次の点に留意すること。

(1)～(2) (略)

3 作業届の審査における留意事項

(略)

(削る)

の徹底を図ること。

(略)

第4 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る届出受理時及び監督指導等を通じた石綿ばく露防止対策の徹底

建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露対策については、原則として第3に基づく店社指導により重点的に行うこととするが、各種届出や通報・情報等により特定の現場(第3に基づく取組の結果、指導が必要と考えられる店社が実施する工事の現場を含む。)を指導する必要がある場合には、以下によること。

1 (略)

2 計画届の審査等

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る計画届の審査に当たっては、石綿則第3条の規定に基づく事前調査において、作業を行う建築物等に使用されている建材等の使用箇所(内壁、天井、床、屋根、煙突等)及び種類等を網羅的に把握し、的確に石綿ばく露対策が行われているかを確認するとともに、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(令和2年9月8日技術上の指針公示第22号。以下「技術指針」という。)に定める留意事項のほか、次の点に留意すること。

(1)～(2) (略)

3 作業届の審査等

(略)

(1) 審査における留意事項

(略)

おって、ア(ウ)に掲げる欄については、当該時期について変更する場合又は届出時に時期が確定していない場合には、作業実施前に変更又は確定した当該時期について連絡するよう指導すること。

ア 作業届の審査

(ア)～(ウ)

(略)

第5 吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等による石綿ばく露防止対策

1 関係行政機関との連携による石綿等が吹き付けられた建築物の把握等

(1) (略)

(2) (1)の結果、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等により労働者が石綿粉じんにはばく露するおそれのある事業場を把握した場合には、必要な指導を行い、第2の4に掲げる事項を含め石綿則に定める措置等について周知を図ること。その際、対象事業場を一定数把握した場合には、可能な限り地方公共団体と連携して集団指導を行うなど、効率的・効果的な指導の実施に努めること。その上で、特に必要が認められる場合には、監督指導等を行うこと。

(略)

(略)

おって、(ウ)に掲げる欄については、当該時期について変更する場合又は届出時に時期が確定していない場合には、作業実施前に変更又は確定した当該時期について連絡するよう指導すること。

(新設)

(ア)～(ウ)

(略)

第5 吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等による石綿ばく露防止対策

1 関係行政機関との連携による石綿等が吹き付けられた建築物の把握等

(1) (略)

(2) (1)の結果、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等により労働者が石綿粉じんにはばく露するおそれのある事業場を把握した場合には、必要な指導を行い、上第2の4に掲げる事項を含め石綿則に定める措置等について周知を図ること。その際、対象事業場を一定数把握した場合には、可能な限り地方公共団体と連携して集団指導を行うなど、効率的・効果的な指導の実施に努めること。その上で、特に必要が認められる場合には、監督指導等を行うこと。

(略)



石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百七十一号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和二年厚生労働省告示第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月二十五日

厚生労働大臣 後藤 茂之

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和二年厚生労働省告示第二百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

1| 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年厚生労働省令第一号。以下「登録規程」という。）第二条環境省
- 二 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年厚生労働省令第一号。以下「登録規程」という。）第二条環境省
- 三 第四項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。） 同条
- 四 第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

- 一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年厚生労働省令第一号。次号において「登録規程」という。）第二条第四項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。） 同条
- 二 同条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

2| 前項第三号の船舶石綿含有資材調査者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

(新設)

- 一 学科講習によって行うこと。
- 二 前号の学科講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	内容	時間

船舶石綿含有 資材調査に關 する基礎知識	イ 労働安全衛生法（昭和四十 七年法律第五十七号）その他 関係法令 ロ 船舶と石綿 ハ 石綿関連疾患並びに石綿濃 度及び石綿の健康リスクに關 する事項	一時間
船舶石綿含有 資材調査に關 する基礎知識 2	イ 船舶安全法（昭和八年法律 第十一号）、船舶の再資源化 解体の適正な実施に關する法 律（平成三十年法律第六十一 号）その他関係法令 ロ 船舶石綿含有資材調査全般 にわたる基礎知識に關する事 項	一時間
船舶石綿含有 資材の図面調 査	イ 船舶一般 ロ 船舶に使用される石綿含有 資材 ハ 船舶石綿含有資材調査を行 う際に必要となる情報収集に 關する事項	二・五時 間
現地調査の実 際と留意点	イ 調査計画、事前準備及び現 地調査に關する事項 ロ 試料採取、現地調査の記録 方法に關する事項 ハ 資材中の石綿分析その他の 現地調査に關する事項 ニ 船舶石綿含有資材調査報告 書の作成に關する事項	二・五時 間

三 学科講習を行った後に、船舶石綿含有資材調査を行うために  
必要な知識についての筆記試験により修了審査を行うこと。

四 学科講習の受講資格は、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において、造船に関する学科を修得して卒業した（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、船舶の製造、解体又は改修に関する三年以上の実務の経験を有する者

ロ 学校教育法による大学（同法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。）を除く。次号において同じ。）又は高等専門学校において、航海、機関、機械、電気、建築、土木又は航空に関する学科（以下「造船に関する学科に準ずる学科」という。）を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して三年以上の実務の経験を有する者

ハ 学校教育法による大学において、造船に関する学科及び造船に関する学科に準ずる学科以外の学科（以下「その他の学科」という。）を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して三年以上の実務の経験を有する者であつて、小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）（第二十二條及び第二十三條の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を修了したものの

ニ 学校教育法による短期大学において、造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年（登録講習を修了した者にあつては、三年）以上の実務の経験を有する者

ホ 学校教育法による短期大学において、その他の学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年以上の実務の経験を有する者であつて、登録講習を修了したものの

ヘ 学校教育法による専修学校（修業年限が二年以上の専門課

- 程に限る。)において、造船に関する学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年(登録講習を修了した者にあつては、三年)以上の実務の経験を有する者
- ト 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年以上の実務の経験を有する者
- チ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して七年(登録講習を修了した者にあつては、五年)以上の実務の経験を有する者
- リ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、その他の学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して七年以上の実務の経験を有する者であつて、登録講習を修了したもの
- ヌ 船舶の製造、解体又は改修に関して十一年以上の実務の経験を有する者であつて、登録講習を修了したもの
- ル 小型船造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)第十条第一項に規定する主任技術者(小型鋼船に係るものに限る。)の経験を有する者
- ヲ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三条第一項に規定する有害物質一覧表を作成する専門家として国土交通省の証明を受けている者(これと同等以上の知識経験を有する者を含む。)
- ワ 海事行政(船舶に関するものに限る。)に関して二年以上の実務の経験を有する者
- カ 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して二年以上の実務の経験を有する者
- コ 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又はこれらの者であつた者
- ク 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者

レ 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第八号）による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者であつて、建築物における石綿含有建材の使用実態の調査に關して五年以上の実務の経験を有する者

ロ 登録規程第二条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者及び同条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者（次号ロにおいて「建築物石綿含有建材調査者」という。）

ツ 労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者

ネ イからツまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

五

イ 学科講習の講師は、次のいずれかに該当する者であること。

ロ 船舶石綿含有資材調査者

ハ 建築物石綿含有建材調査者

イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において造船工学、医学、化学その他の学科講習に關する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は造船工学、医学、化学その他の学科講習に關する科目の研究により博士の学位を授与された者

ニ イからハまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者

六

次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる学科講習の講習科目について、当該講習科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることのできる者	講習科目
第二項第四号ヲに掲げる者	船舶石綿含有資材の図面調査
第二項第四号ソに掲げる者	船舶石綿含有資材調査に關する基

る者	基礎知識 1 及び現地調査の実際と留意点
第二項第四号ツに掲げる者	船舶石綿含有資材調査に関する基礎知識 1
七 第一号から第六号までに定めるもののほか、船舶石綿含有資材調査者講習の実施に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。	

附 則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。